

経営強化ローン

平成 26 年 2 月 17 日現在

商 品 名(愛称名)	「マイティサポート」
特 徴	本商品は担保、第三者保証人に過度な依存をすることなく、中小企業者に対して円滑な資金供給を行い、地域経済の活性化に寄与することを目的としております。
ご利用いただける方	当金庫の営業地区内で2年以上事業をされている法人および個人事業者
お使いみち	事業に使用する設備購入資金、または運転資金 ただし、自金庫旧債借り換えは不可とします。
ご融資限度額	資金使途別に利用限度額があります。 1 先につき設備購入資金 100 万円以上 1,000 万円まで、運転資金 100 万円以上 1,000 万円までとし、利用単位は 10 万円となっています。 設備購入資金と運転資金はそれぞれの融資限度額内で併用できます。
ご融資形式	証書貸付
ご返済方法	元金均等毎月返済 据置および最終回増額返済はできません。
ご利用期間	設備資金 7 年以内 運転資金 5 年以内
ご融資利率	固定金利とし、融資期間ごとに次の通りとなります。 (1)5 年以内 年 4.50% (2)5 年超7年以内 年 5.50%
優遇金利	次の要件を満たす先については、1 項目ごと 0.50%金利を優遇します。 (1)決算確定申告書に税理士法第 33 条の 2 第 1 項に定める書面が添付されている法人、個人事業者の方 (2)経営革新支援法もしくは中小企業創造活動促進法の認定を受けている法人、個人事業者の方
担 保	原則不要です。ただし、すでに根抵当権が設定してある先が本商品を利用する場合は、本商品がすでに設定された根抵当権の被担保債権の範囲に含まれます。
保証人	連帯保証人については経営者保証に関するガイドラインに則り、個別に検討させていただきます。
徴求書類	本商品の審査にあたっては、つぎの書類を徴求させていただきます。 (1)完備された直近 2 期の決算申告書の写し。 (2)経営計画書をもとに返済財源を検討する場合は、経営計画書。 (3)設備購入資金の場合は、見積書・請負契約書など資金使途および金額確認資料。 (4)優遇金利適用該当先は「税理士法第 33 条の 2 第 1 項に定める書面」「経営革新支援法・中小企業創造活動促進法の認定書」
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9 時～17 時、電話:0120-812-504)にお申し出ください 【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出下さい なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です
その他の参考事項	(1)お申込に際しましては事前の審査をさせていただきます。審査の結果によりましてはご希望に添えない場合もありますので、予めご了承下さい。 (2)金利、返済額の試算、説明書の入手については店頭または担当者へお申し付け下さい。

(1/1)

融-1